

平成22年
3/1月
から

新横浜駅周辺を 喫煙禁止地区に 指定します!



違反者には、
罰則(過料2,000円)
が科せられます。

新横浜駅周辺地区

SHINYOKOHAMA STATION AREA



「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例(ポイ捨て・喫煙禁止条例)」が施行されました。

- 横浜市では、市民の声をもとに、たばこの吸い殻等の散乱防止、市民等の身体及び財産に対する被害防止を図るため、喫煙禁止地区を指定しました。
- 喫煙禁止地区では、屋外の公共の場所での喫煙(「たばこ」を吸うこと・火のついた「たばこ」を持つこと)を禁止します。

お問い合わせ

横浜市資源循環局 減量・美化推進課

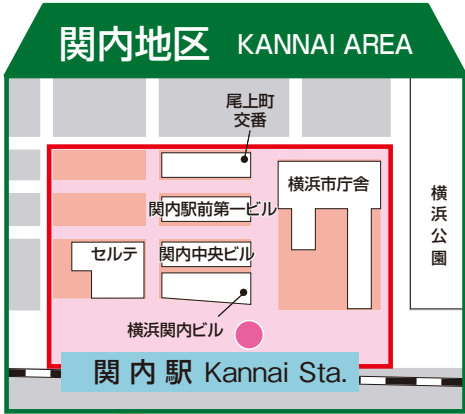
〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13 電話:045-671-2556 FAX:663-8199

URL:<http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/kankyo/mac4.html>



喫煙禁止地区

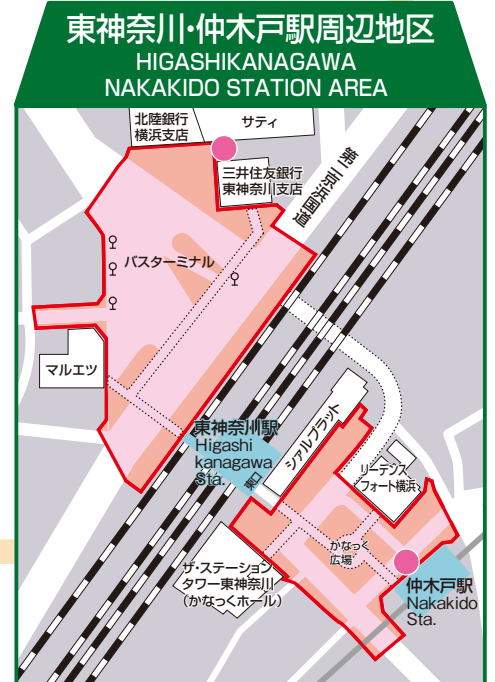
No Smoking Area



ここでは吸わない、
が **ハマルール**

- 喫煙禁止区域
No Smoking Area
- 喫煙所
Smoking Corner

喫煙禁止地区では、巡回中の市職員が喫煙者に、たばこの火を消すよう指導し、2,000円の過料を徴収します。



- 喫煙禁止地区内の屋外の公共の場所では喫煙が禁止され、違反者は罰則(過料2,000円)が科せられます。
- Smoking is prohibited in all public outdoor areas within the designated no smoking zones. Violators will be subject to a fine of ¥2,000.
- 禁烟区域的室外公共场合禁止吸烟, 如有违反罚款2,000日元
- 흡연금지지구내의 실외의 공공장소에서는 흡연이 금지되어 있으며, 위반자는 벌칙(과금2,000엔)이 부과됩니다